

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>(1) 指摘事項</p> <p>ア 法令、定款等に基づき理事会が適正に決議すべきもの</p> <p>(ア) 業務の適正を確保するための体制</p> <p>一般法第197条により準用する同法第90条第5項により、大規模一般財団法人において理事会は同条第4項第5号の「理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制（以下「業務の適正を確保するための体制」という。）の整備」を決定しなければならないこととされている。そして、公社は令和2年度末の貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上であることから一般法第2条第3項により大規模一般財団法人にあたるため、公社の理事会は業務の適正を確保するための体制の整備を決定しなければならない。</p> <p>理事会において決定すべき業務の適正を確保するための体制は、一般財団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（以下「法務省令」という。）第62条により準用する法務省令第14条により次のとおりとされる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><法務省令></p> <p>（理事会設置一般社団法人の業務の適正を確保するための体制）</p> <p>第十四条 法第九十条第四項第五号に規定する法務省令で定める体制は、次に掲げる体制とする。</p> <p>一 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制</p> <p>二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制</p> <p>三 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制</p> <p>四 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p> <p>五 監事とその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項</p> <p>六 前号の使用人の理事からの独立性に関する事項</p> <p>七 監事の第五号の使用人に対する指示の</p> </div>	<p>法に規定する項目に合わせて、令和4年6月15日開催の令和4年度第4回理事会において決議した。</p>	<p>措置済</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>実効性の確保に関する事項</p> <p>八 理事及び使用人が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制</p> <p>九 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制</p> <p>十 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項</p> <p>十一 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制</p> <p>法務省令第14条第7号、第9号及び第10号は平成27年の改正により新設されたものである。</p> <p>公社では、上記4(5)のとおり業務の適正を確保するための体制の基本方針（内部統制システムに関する基本方針）を平成25年6月理事会で決定しているが、平成25年の決定以降に基本方針の見直しは行っておらず、新設された規定に基づく体制の整備について理事会で決定していない。</p> <p>平成27年に新設されたものについて適正に理事会で決定し、業務の適正を確保するための体制の整備をするべきである。</p> <p>また、基本方針については、法令改正などの諸事情を踏まえ、理事会において十分議論のうえ、適宜見直しが行われるよう努められたい。</p>		
<p>(イ) 事業報告</p> <p>事業報告については、一般法第199条により準用する同法第123条第2項により作成しなければならないこととされている。そして、事業報告の内容については、法務省令第64条により準用する同令第34条第2項において、「当該一般財団法人の状況に関する重要な事項（計算書類及びその附属明細書の内容となる事項を除く。）」（第1号）及び「法第百九十七条において準用する法第九十条第四項第五号に規定する体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内</p>	<p>令和4年6月15日開催の令和4年度第4回理事会において、事業報告の中に盛り込み、承認を得た。</p>	<p>措置済</p>

令和3年度 財政援助団体等監査（監査対象：一般財団法人神戸住環境整備公社（旧神戸すまいまちづくり公社））

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>容の概要及び当該体制の運用状況の概要」（第2号）と定められている。</p> <p>上記(ア)のとおり、公社の理事会は業務の適正を確保するための体制の整備を決定しなければならず、その基本方針を平成25年6月理事会で決定して運用しているが、公社の理事会の議案を確認したところ、事業報告については法務省令第34条第2項第1号に関するもののみで、同項第2号に関するものについては作成しておらず、理事会の承認を受けていなかった。</p> <p>法令に基づき、適正に事業報告を作成し理事会の承認を得るべきである。</p>		
<p>コ 指定管理施設の備品の管理を適正に行うべきもの</p> <p>(イ) 神戸市立こうべまちづくり会館 神戸市立こうべまちづくり会館のギャラリーで物品管理簿と備品の一部を照合したところ、次のような事例があった。</p> <p>A 物品管理簿に備品の記載がなく、備品には備品番号票を貼付しているが備品番号の記載がない事例（カウンター）</p> <p>B 物品管理簿の備品番号と備品番号票の備品番号との照合ができず、物品の特定が困難な事例（机、椅子、花台）</p> <p>神戸市立まちづくり会館の管理運営業務についての協定書により、備品の管理については「指定管理者が管理する市の所有に属する物品については、市物品会計規則及び関係例規に基づいて管理等を行うものとする。」とされている。そして、神戸市物品会計規則第8条により「物品管理者は、物品の受領又は交付の都度、物品管理員をして物品管理簿に記載させなければならない。」とされ、同規則第10条により「物品管理者は、その使用中の備品に備品番号票を付けて整理しなければならない。」とされている。</p> <p>協定書に基づき、備品の管理を適正に行うべきである。</p> <p>また、神戸市所管局は、備品の現状を正確に記録した物品管理簿を整備し、神戸市</p>	<p>指定管理者とともに、令和4年8月中に施設内の備品の確認作業を行い、備品の現状を正確に記録した物品管理簿の整備を完了した。</p> <p>また今後も、引き続き適正な備品管理を行うよう公社に指導を行った。</p>	<p>措置済</p>

令和3年度 財政援助団体等監査（監査対象：一般財団法人神戸住環境整備公社（旧神戸すまいまちづくり公社））

監査結果の概要	措置内容	措置状況
物品会計規則等に基づき適正に備品を管理するよう指定管理者である公社を指導すべきである。		